

【ご案内】業務方法書改訂について

2019年6月25日に改正建築基準法が施行されました。その中で、主要構造部規制に関する見直しとして、従来は「耐火構造」であることが求められていた規制が、所要の安全措置を確保することで、「性能の高い準耐火構造」とすることが可能となるものです。

これまで耐火構造としてハードルが高かった『木造部材等』について、60分を超える「性能の高い準耐火構造」として使用できる範囲が広がることとなります。

また、施行に伴い、評価機関が定めている「業務方法書」についても【準耐火等性能試験】として、改定しました。

「準耐火構造」と「性能の高い準耐火構造」との違いを下記に示します。

60分を超える性能の高い準耐火構造では“火災時間に対する余裕度”が求められており、『要求準耐火時間』×1.2倍の性能が必要となります。また、要求準耐火時間は「75分」、「90分」といった“15分刻み”となっています。

	法第2条 第7号の2	令第112条 第2項	法第21条第1項 法第27条第1項	
必要性能 時間	45分	60分	75分	90分
	↓ × 1.0倍	↓ × 1.0倍	↓ × 1.2倍	↓ × 1.2倍
試験 加熱時間	45分	60分	90分	108分

要求準耐火時間と試験加熱時間の関係

業務方法書改定の主な内容である「準耐火等性能試験方法」についてご案内いたしましたが、法第21条関連の防火設備等その他試験方法についても変更が行われております。ご不明な点がございましたら、ご質問・ご相談ください。

【改正された業務方法書につきましては後日、HP上にアップロードさせていただきます。】

【ご紹介】2019年度建築基準整備促進事業 採択事業

建築基準整備促進事業(基整促)とは

国が建築基準の整備を促進するうえで必要となる調査事項を提示し、これに基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案の基礎資料の作成を行う民間事業者等に公募し、最も適切な調査内容、実施体制等の計画を提案した者に対して、国が支援する事業です。防耐火構造ならびに防火材料に関連する2019年度の事業は下表に示す5つです。

調査番号	調査名	事業主体	調査の概要
F13 (継続)	屋根・軒裏の開口部等の建築物の部分における 防火措置の検討	(一財)日本建築防災協会 アイエヌジー(株)	主要構造部や開口部に求められる防火措置性能について整理し、大臣認定や運用における取扱いを策定するために必要な実験・検討を行う。
F14 (継続)	主要構造部の防耐火性能等に関する大臣認定 仕様基準の検討	(一社)建築性能基準推進協会	既存の防耐火構造や不燃材料の大臣認定の構造方法等について、これらの認定内容から一般的な基準(告示)を新たに定めるために必要な実験・検討を行う。
F16	新たな基準に対応した防火設備の告示化及び評価方法の検討	(一社)建築性能基準推進協会 アイエヌジー(株)	改正後の建築基準法に示された遮炎性を有する時間が20分を超える防火設備の仕様を告示化するため、性能確保のための方策ならびに評価方法の検討、実験等を行う。
F17	新たな基準に対応した高度な準耐火構造の仕様等の告示化の検討	(株)竹中工務店 (株)ドット・コーポレーション	改正後の建築基準法に示された60分を超える準耐火構造の仕様を告示化するため、性能確保のための方策ならびに評価方法の検討、実験等を行う。また、接合部の評価方法についての検討、実験もあわせて行う。
P13	防火区画等を貫通する管の構造に関する告示 化の検討	(一財)日本建築設備・昇降機センター 東京理科大学	既存の防火区画を貫通する管の構造方法等について、これらの認定内容から一般的な基準(告示)を新たに定めるために必要な実験・検討を行う。

上記事業にはGBRC職員も委員として参画しており、これまでの試験・評価で得られた知見を活かして告示化・合理化に向けた検討を進めてまいります。事業内容の詳細については下記国交省HPを参照ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000016.html

上記事業の成果は2020年度の春に開催される報告会にて公表される予定です。

住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等の消費者庁からの報告について

昨今、住宅用太陽光発電システムが原因と考えられる火災が増えており、消費者庁が火災についての原因調査を行っていました。その調査結果が以下のHPに掲載されており、原因の報告及び対策の提案がされています。

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_012/

【火災の原因】

報告では、太陽電池モジュールが劣化、漏電することで、モジュール裏面で発火し、ルーフィングなどに延焼することで、火災になると考えられています。

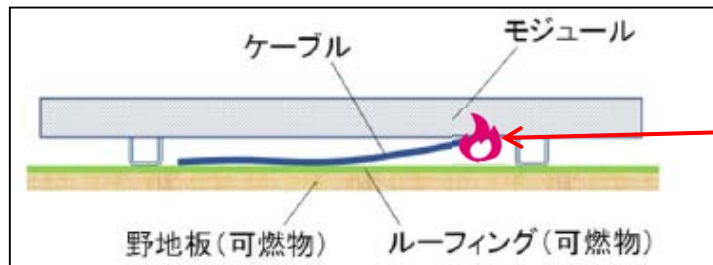


図-1

太陽電池モジュールが劣化、漏電



太陽電池モジュールの裏面で発火



ルーフィング、野地板へ延焼し、火災となる。

【対策】

上記のような火災への対策の一つとして、ルーフィング上面に鋼板を敷設することで、ルーフィング、野地板への延焼を防ぐ対策が提案されています。

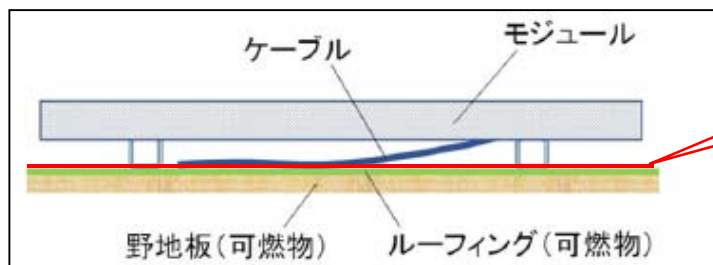


図-2

鋼板を敷設する

○当所では「試験を伴わない評価」にて、図-1のような構造の大臣認定に鋼板を追加することが可能です。一度ご相談ください。

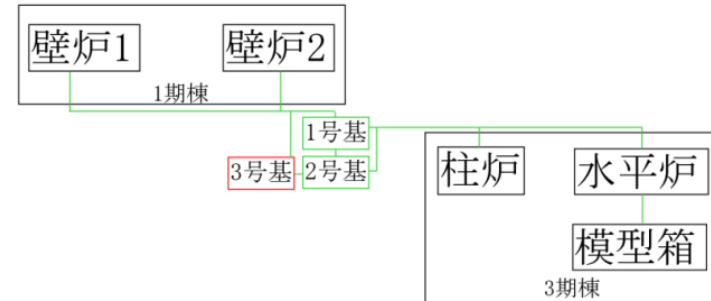
脱煙脱臭炉(3号基)の建設について

池田事業所に脱煙脱臭炉(3号基)を新設いたしました。元々は2号基までしかなく、壁炉(1炉・2炉)・柱炉(水平炉)の取り合いになっておりました。1基増設されることで試験開始時間をより早くでき、作業効率が大幅にUPします。今までは試験開始時間が遅れてしまう等、皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。これからは、よりスピーディーに試験を行えるよう努めますので、よろしくお願いいたします。

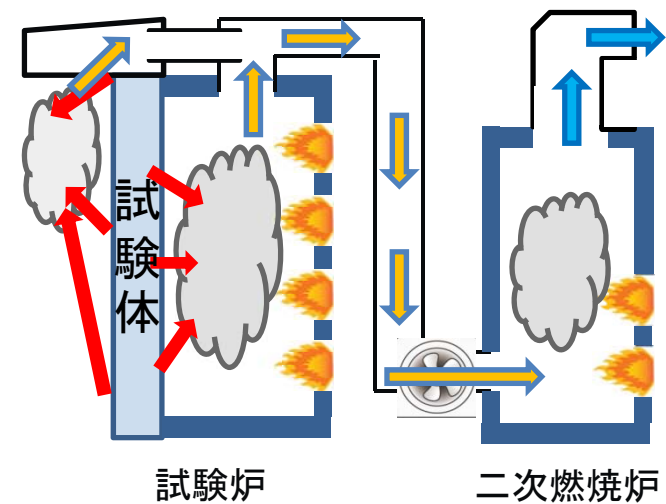
○脱煙脱臭炉外観



○相関図



○脱煙脱臭炉の仕組み



平成30年度建築基準整備促進事業 についての成果概要

平成30年度建築基準整備促進事業についての成果概要が公開されました。
検討されていた15項目について資料が開示されておりますので、以下のHPをご確認ください。

国土交通省HP

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000124.html

【お知らせ】GBRC業務説明会 「防耐火構造・防火材料の性能評価について」

「GBRC業務説明会」を今年の10月17日、18日に開催いたします。性能評定課の普段の業務内容(国土交通省大臣認定申請までの流れ)や性能評価に係る最新情報まで、盛り沢山の情報をご提供いたします。

毎回ご参加いただいている方、一昨年に参加できなかった方、皆様により良い情報をご用意しております。

日時・場所等の詳細なご案内は以下のHPに掲載しておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

https://www.gbrc.or.jp/training/gbrc_meeting/

【編集後記】

今年は近畿・中国・四国・九州など最も遅い梅雨入りとなりましたが、9月に入っても記録的暑さが続く夏となっております。昨年は関西、今年は関東が台風により大きな被害を受けました。何十年ぶりの・・・記録に残る、という言葉のつく自然災害が多くなりました。備えは大切です。身の周りの備えを改めて考えてみようと思います。

いよいよ国土交通省への電子申請が開始されます。当法人でも皆様との情報共有がより早く出来るよう、クラウドシステムの運用準備を進めております。是非このような情報を載せて欲しい！というご意見がございましたらご連絡下さい。

【スケジュール】性能評価委員会

2019年8月から9月の防耐火関係の委員会開催日程(予定)は下表のとおりです。GBRCのホームページでもご確認いただけます。
(https://www.gbrc.or.jp/building_confirm/committee/)

	8月	9月	10月	11月	12月
防耐火構造部材 性能評価委員会	13日 28日	11日 25日	9日 30日	13日 27日	10日 25日
防火材料 性能評価委員会	29日	27日	30日	未定	未定

【認定情報】大臣認定期間

2019年7月現在、大臣申請から約1.5ヶ月後に認定書が交付されています。

大臣申請については『GBRCによる代理申請』又は『自社申請』が選択できます。



■代理申請:

お客様に代わって、大臣認定の申請に精通したGBRC職員が、申請時の説明や申請後の国交省からの問合せ等に対応いたします。
交通費等負担金として、1件あたり、1万5千円を頂戴します。

■自社申請:

お客様が自ら申請を行います。
申請後、認定書が交付されましたら下記担当者までご一報ください。

発行者: 一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課(池田事業所)
担当: 豊田、門岡、高山、正木、尾碕、尾仲
TEL: 072(768)8201 FAX: 072(768)8215
E-mail: seinou2@gbrc.or.jp